

市町村へのヒアリング結果

〔実施方法〕市町村の福祉・防災担当課に、訪問・電話により聞き取り
(令和4年9～10月)
〔対象〕浸水想定区域内に社会福祉施設等が所在する市町村(5団体)

1 避難確保計画作成に係る取組

- ・ 計画未提出の施設は、通所系やサテライトの事業所のほか、多岐にわたる。
- ・ 施設に計画作成を通知する際に、ハザードマップ上で各施設の立地の危険度を周知。
- ・ 計画の様式を示す際に、各施設で検討すべき事項(具体的な避難先など)以外を、あらかじめ自治体で記載し、作成が進むよう工夫。
- ・ 作成が必要な施設向けの講習会を実施。
- ・ 県の相談窓口を施設に周知。
- ・ 未提出の施設には、通知・電話により個別に督促。

2 避難訓練に係る取組

- ・ 施設は、避難訓練を年1回以上実施し、結果を市町村に報告することとされており、その報告内容により、訓練の実施状況を把握。
- ・ 訓練の報告がない施設には、通知等で督促。
- ・ 訓練の実施事例を、市町村ホームページ上に掲載。
- ・ 施設と自治体との共同訓練は、該当施設が大変多いため、実施していない。

3 その他

- ・ 通所施設には、被災が予測される場合には、利用者の受入をあらかじめ中止し、施設での被害を生じさせないよう助言。